

## 「守口市立保育所の民間移管に関する基本方針（案）」にかかるパブリックコメントについて

### (1) パブリックコメントの概要

#### ① 募集期間

平成28年6月7日（火）から7月6日（水）まで

#### ② 募集方法

守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市立保育所の民間移管に関する基本方針（案）」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Eメール、FAXにより意見を受け付けました。

#### ③ 募集結果

下記のとおり77人の方から提出がありました。その意見を分類・整理し、それぞれの内容について守口市の考え方を掲載しました。

##### ●提出方法および人数

提出方法	提出人数
回収ボックス投函	75人
郵送	0人
Eメール	1人
FAX	1人
合計	77人

##### ●意見の分類ごとの内容件数（のべ数）

意見の分類	内容件数
1) 労働条件の明確化について	64件
2) 公私連携幼保連携型認定こども園について	2件
3) 最低条件の設定について	3件
4) 公立園と民間園との差額について	2件
5) 三者協議会について	59件
6) 施設整備について	112件
7) 指定を取り消した場合について	56件

8) 職員の継続勤務について	58件
9) 民間移管選考委員会について	5件
10) 通園バスについて	1件
11) 引き継ぎ保育について	3件
12) 別途徴収について	1件
13) 保育体制・水準について	13件
14) 保護者説明会について	57件
15) 募集条件について	55件
16) 募集要領の公表について	2件
17) 募集範囲について	6件
18) その他について	2件
合 計	501件

(2) 意見の概要

※内容が同一または類似する場合は集約しています。

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
1) 労働条件の明確化について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・移管先の保育教諭の労働条件の基準をあきらかにして、それに応じられる移管先を公募してほしい。</li> <li>・保育の質を保つため、民間に移管しても、保育・教育の水準を維持するためにも、移管先の保育教諭の労働条件の基準を保障するような公募をすべきではないか。</li> <li>・保育の質を保つため、保育教諭の労働条件の基準をあきらかにできる移管先を公募してほしい。</li> <li>・保育の質を担保するには、保育士によるところが大きいことから、労働条件等を守る移管先を選んでほしい。</li> <li>・正規職員の配置について保育の質を保つ為に移管先の保育教諭の労働条件の基準を明らかにして、働き続けられる賃金労働条件を義務づけてください。又、正規転員の配置を義務付けてください。</li> <li>・安定した保育の継続のため、少なくとも3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要領に基づく提出書類には、労働基準法のほか、最低賃金法等の労働関係法令を遵守した労務管理を行ない、職員の給与、勤務条件等の処遇に配慮し、所定の労災、健康保健等への加入など、働きやすい環境の整備に努める内容と合わせて、雇用する職員のうち、常勤(直接雇用)職員の比率向上に努めることを記載させます。</li> </ul>

<p>分の2以上の職員が常勤として配置されるべきであり、労働条件の基準を明らかにして募集をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移管先の保育教諭の労働条件の基準を公開してほしい。また、その基準に応じられる移管先のみならず移管先を公募するべきである。</li> </ul>	
--	--

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
2) 公私連携幼保連携型認定こども園について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ、公私連携幼保連携型認定こども園なのか。その根拠・理由はどこにあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公私連携幼保連携型認定こども園」は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の一つで、市と移管法人が締結する協定のもと、市は土地や建物等の公有設備の無償や廉価での貸し付けなどの支援を行ないつつ、運営にも関与できることから、この方式をとりました。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
3) 最低条件の設定について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考に当たって、市として保育・教育の質を確保するため、最低基準を決めるべきではないか。</li> <li>・現行以上の質を確保する為に、「基準」ではなく最低条件とすべきではないか。</li> <li>・選考に当たって、現状を下回らない保育、教育の質を確保できる最低基準を決めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考に当たり、これまでの市立保育所で実施している教育・保育内容を引き継ぐとともに、市や市立施設との連携を保ち、教育・保育の質の向上を図ること等を民間移管にかかる諸条件に明記します。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
4) 公立園と民間園との差額について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が負担とありますが、在園している園児が退所するまで、市が負担するということなのか？（長いと5年間の園児もいると思う）</li> <li>・新しく入所した園児と、保護者が負担する額に違いが出てきますが、どのように支給されるのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移管対象保育所に平成30年3月31日時点で在園する園児については、公立園と民間園との差額を卒園まで市が負担することを検討しています。なお、支給方法は、市から移管法人へ直接支給する予定としています。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
5) 三者協議会について	
<p>・三者協議会は、移管後も数年間は、市が主体となって継続すべきと思う。市として、これまでと同等の質の保育ができていないか。確認、指導をしてこそ、移管完了といえるのではないか。</p> <p>・移管後の三者協議会は、当分の間ではなく継続すべきではないか。</p> <p>・佐太保育所と梶保育所での引き継ぎは移管事業者の負担が大きいのではないか。また、三者協議会の開催場所はどちらとするのか。</p> <p>・民間移管後も、現在の教育理念や、現在の保育運営方法などに基づき著しい変更がないようにと、説明を受けたが、著しい変更とは何か？細やかな内容は後回しにしている。三者協議で解決できるという安易な考えで、子ども達への心身への影響がある内容などを、悠長に対応すべきではない。</p> <p>・三者協議会設置期間は、当分の間継続であったが、少なくとも、現時点の在籍園児が卒園するまでは設置してしっかり監督することを約束してほしい。</p>	<p>・基本方針（案）では、三者協議会の設置を「当分の間」としていますが、これは平成30年3月31日時点で在園している児童が卒園するまでの概ね5年間程度を想定しています。なお、内容によって、協議会の継続設置は可能と考えております。また、移管後は移管法人が主体となって継続しますが、いずれか一者から開催の要請があった場合は、随時開催することを移管の条件とします。</p> <p>・佐太保育所と梶保育所での引継ぎ及び三者協議会は、平成29年度中はそれぞれの保育所で行ないます。また、北寺方保育所と大宮保育所での引継ぎ及び三者協議会も同様とします。</p> <p>・著しい変更とは、これまでの市立保育所で実施している教育・保育内容を移管により根底から覆すことを想定し、説明しました。市として、こういった事が無いような法人選考はもとより、きめ細やかな引継ぎを行ない、合わせて三者協議会で、保護者の意見を可能な限り反映させる観点から、移管後の園運営の諸事情について、三者で協議し、合意形成を図ってまいりたいと考えています。</p>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
6) 施設整備について	
<p>・移管先の施設の改修であるが、園児の保育・教育に支障がでないスケジュールはくめられるのか。改修等の費用の見積はいくら。どの程度まで負担を考えているのか。国・府の補助はあるのか。等々明らかにすべきではないか。</p> <p>・移管後も移管先の補修・改修等についていることか。年限に限定はあるのか。明らかにすべきではないか。</p> <p>・市は速やかに耐震工事についての計画を明らかにし、移管までに耐震工事が間に合わない保育所については、耐震工事を募集条件に</p>	<p>・耐震工事を含む大規模改修工事については、国や大阪府の補助制度があり、市においてもこのような改修に対して一定の補助を行なう予定です。なお、改修の際、園児等の保育・教育等に支障がでないよう移管先法人と協議します。</p> <p>・移管施設については、原則として現状移管としていることから、民間移管にかかる諸条件では、「施設整備に関する事項」を設け、審査の対象とします。</p> <p>・移管前の施設の補修については、まず建築設備等の補修を考えており、補修の必要性が高い箇所から順次対応してまいります。なお、耐震補強工事については、移管法人による施設の建替えも考えられることから、移管法人決定後、計画的な施設整備を図</p>

<p>加えるべきである。また、耐震工事については一刻を争うものであり、耐震検査については、市が責任をもって今期内に完了し、耐震工事の予定詳細を速やかに練り行動に移すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補修が必要な箇所については、内容により移管前、移管後の補修対応をするということだが、一覧にして明確にしてほしい。補修必要箇所の一覧化はいつ行うのか。耐震検査同様、早急に対応すべきである。</li> </ul>	<p>れるよう、移管法人と協議、検討してまいります。</p>
--	--------------------------------

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
7) 指定を取り消した場合について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定を取り消した場合のペナルティーを課すべきであるし、市が保育・教育に責任を持つためにも、その場合の手順は事前に作成し、少なくともパブリックコメントに付すべきではないか。</li> <li>問題が起こった際、処罰として経営ができなくなるということだが、警告から営業停止になった場合、経営権は守口市に戻るのか？営業停止中は、守口市の市立保育所で一時預かるとのことだが、細かなことを明確にしてほしいし、子どもに迷惑がかかるような罰則では、処罰としておかしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペナルティーについては、該当する法律の中で対応しますが、保育・教育に関しての最終責任は市にあると認識していることから、このようなことがないように、法人に対する事前指導等を行なって参ります。なお、今後、市として万全を期するため、指定を取り消すような事態になったことを想定したマニュアルづくりについても、検討いたします。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
8) 職員の継続勤務について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>民間移管の際、現在勤務する非常勤職員の保育士の希望があれば、民間移管後も引き続き勤務して頂きたい。他市では移管先で継続勤務した例があると聞く。</li> <li>現在、勤務する保育士のせめて半分程度でも引き続き勤務させてほしい。</li> <li>児童に与える心理的影響への配慮として、慣れ親しんだ職員数人を民間移管後も数年間は配置する必要がある。</li> <li>現在北寺方保育所で就業している職員に継</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、市が雇用している非常勤職員等が民間移管後も同園への就労を希望する場合は、引き続きその雇用を努めることを募集要領に記載することを検討します。</li> <li>市職員としての立場のまま継続配置することは考えていません。そのため、移管後は、市職員（保育士等）による定期的な巡回訪問も予定しています。</li> </ul>

<p>続して北寺方保育所で働けるようにしてほしい。(早朝保育、担任保育、保育所所長、主任、任期付の保育士)市の職員の立場のまま継続配置することを強く希望する。</p>	
---	--

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
9) 民間移管選考委員会について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8月から10月の間で、事業者の公募から決定までを進める予定であるが、期間が短いと思う。基本方針には選考方法について数行記載があったが、抽象的でよく分からない。</li> <li>・ 選考委員会の構成と選考方法をHPで開示し、誰もが納得のいく事業者を選考していただきたい。選考結果に関しても、できる範囲で事業者の決定理由等を開示してほしい。</li> <li>・ 選考会議の内容を公開し、会議録及び会議資料は会議開催ごとに公開すること。また、選考結果とその理由が説明できるよう得点・順位を公開すること。</li> <li>・ H14～16年度の民間移管に際し、会議録の不存在等があり、選考経過が非常に不透明であった。今回、事業者決定にあたっては、選考委員会に係る会議録をきちんと作成すること。</li> <li>・ 選考委員会に係る文書は永年保存になると思うが、確実に文書管理を行なうこと。</li> <li>・ 選考の評価基準を事業者募集以前に決定し、その基準と基準設定に関わる議事等の記録を必ず作成し、評価基準は選考結果とともに公表すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間移管選考委員会での議事録を含む諸資料については、原則として、ホームページ等で公開させていただきます。また、これらの文書管理も適性に行なってまいります。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
10) 通園バスについて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通園バスの利用料であるが、一定距離以上の園児に対して少なくとも補助制度を設けるか減免すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 梶保育所の移管では、平成30年3月31日から引き続き在園する園児については、無料で通園バスを利用できますが、それ以外の者に対する補助制度等については、受益者負担にも配慮し、今後、三者協議会等で検討していきたいと考えます。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
11) 引き継ぎ保育について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・引継ぎ保育の期間は。原則として1年間としているが、「すこやか幼児審議会」での議論の到達点から、少なくとも1年以上とすべきではないか。</li> <li>・子どもたちが戸惑わないようにしてほしい。民間になり、今までの生活が違って来ると、子供達が、敏感になる。子ども目線で考えてほしい。</li> <li>・引き継ぎ期間は1年で十分と思うが、引き継ぎ経験のある先生方、保護者の方の意見を聞き、子ども達の心を傷つけないように徹底していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引継ぎ保育の期間は1年間とし、移管後に勤務予定の職員を対象とした計画に基づき実施することとします。なお、実施にあたり、今回お寄せいただいたご意見を可能な限り反映してまいります。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
12) 別途徴収について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間園では、3才以上の給食費を別途徴収する園もあるが、もし、白ごはんの持参で別途徴収が無くなるならば、移管後も継続してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者協議会等で検討していきたいと考えます。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
13) 保育体制・水準について	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育があれば、熱がある時などはみてもらえると助かります。</li> <li>・基準の中に、産休明け保育や病児保育の実施を明記すべきではないか。</li> <li>・延長保育も現行水準以上を維持する公募条件を設定すべきではないか。</li> <li>・休日保育や病児保育についても、可能とするのではなく実施を担保する事を明記すべきではないか。</li> <li>・支援を必要とする園児であるが、義務付けを担保する制度を作るべきではないか。</li> <li>・産休明け保育、病児保育を明記すべきでは。</li> <li>・障害等のある児童の受入れと巡回指導や加配保育を位置づけるべき。</li> <li>・「障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れを義務づける」とあるが、受け入れのために必要な体制（人員確保、特別支援関係の研修の義務づけなど）を整えることも条件に入れるべきだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針（案）では、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の受入れを義務付けていますが、今回のご意見を踏まえ、移管法人の選考を行なう際には、移管法人が延長保育、病後児保育、一時預かり保育等の特別保育事業についてどのような考え方と具体的な取組みをもっているかを審査項目に追加し、選考条件に反映させていただきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・3才児クラスについては、公立での配置（20対2（運用で24対2））が守られるよう移管条件に明記してほしい。</li> <li>・1才児は月齢差が大きいので、5対1より4対1の方がよいのでは。</li> <li>・ゆとりある保育は、保育士や子どもにとっても大事な事なので、守口市の配置基準をお願いします。</li> <li>・職員配置について守口市立保育所の3才児の配置基準は20:2なので民間移管先にも義務づけてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、職員配置は本市での現行水準を維持しますが、今後の国の制度変更等により、弾力的な運用も必要と考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間移管をすることはよいことですが、2年間の1号認定を残し、子育てしている親の選択ができるようにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度より、1号認定の3年保育を実施しますが、4才児・5才児での入園も可能とします。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
14) 保護者説明会について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が一方的に民間移管を進めるのですから、配置基準はこれ以上、下げずに、全保護者が納得するまで、説明会を続けるべき。</li> <li>・公立こども園の説明会はあるのか？いつ頃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への説明は必要であるとの認識から、民間移管園等への保護者説明会は行なっており、今後も適宜、開催します。また、パブリックコメントにていただいたご意見も募集要領や選考条件等に可能な</li> </ul>



<p>の予定か？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考条件に、市民からの声を必ず取り入れること。毎回パブリックコメントを募集するが、市は殆ど取り入れることなく、当初の予定通りにしかことを進めていない。反対する意見を返すのみでは、市民として納得できない。</li> </ul>	<p>限り反映させていただきます。</p>
---	-----------------------

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
15) 募集条件について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者協議のみではなく、普段から保護者会の役員や、保護者の視察を、移管後もアポイント無しで受け入れること。幼児に対する虐待行為や、保育士の子どもへの対応など、普段から保護者や保護者会が見れる状態にしておくことは、非常に重要である。保護者会や保護者の抜き打ちの見回りは移管先募集条件に必ず入れてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間移管にかかる諸条件には、保護者による施設等の見学に応じることを記載させていただきます。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
16) 募集要領の公表について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要領が公表されていないのはなぜか。の向上となることを公募基準とすべきでないか。</li> <li>・募集要領が公表されていないのは透明性にかけるのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針確定後に作成する募集要領は、市ホームページ等にて公表します。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
17) 募集範囲について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の募集を広げてほしい。</li> <li>・移管法人の募集であるが、守口市内では範囲が狭いのでは。もっと広く、少なくとも大阪市内、北河内には拡大すべきではないか。</li> <li>・守口市内の「社会福祉法人」または「学校法人」を対象とするとあるが、それでは対象範囲が狭すぎて、定数に満たない可能性があ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者説明会での保護者からのご意見を勘案した結果、募集範囲は基本方針（案）のとおりとさせていただきます。</li> </ul>

<p>るばかりでなく、多様な教育が行われる可能性を下げ、市民の選択肢を狭めることとなる。対象はもっと広く少なくとも大阪市内や北河内程度は含めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移管先の事業者の募集範囲について、最初から大阪府内で募集するか、あるいは守口市周辺市から募集し、応募がなければ大阪府内に模範を広げるのが妥当と思う。</li> </ul>	
---	--

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
18) その他について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員の設定は、1・2・3号認定に分け明記すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可定員の設定については、1・2・3号認定ごとに分け募集要領に明記します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同保育の実施主体は市とすべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体は市です。</li> </ul>